

# 平成29年度 定期監査報告 (第4号)

1. 監査の対象 市民福祉部〔こども子育て課、社会福祉課、法人監査室、保健課〕
2. 監査の期間 自 平成29年 10月 16日  
至 平成29年 11月 10日
3. 監査の場所 監査委員事務局
4. 監査執行者 根室市監査委員 中 本 明  
根室市監査委員 千 葉 智 人
5. 監査の範囲

前記各部課に係る平成28年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

(1) 前回監査の指摘事項の処理状況について

(2) 予算執行の全般的な体制の適否について

(3) 収入事務について

- ① 過誤納金の処理の適否
- ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
- ③ 調定漏れの有無
- ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の当否
- ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
- ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
- ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の適否
- ⑧ 現金引継ぎの適否

(4) 支出事務について

- ① 支出負担行為の適否
- ② 予算目的に反する支出の有無
- ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
- ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
- ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否
- ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否
- ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否

- ⑧ 支出科目の当否
- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ⑪ 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ⑫ 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ⑬ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の適否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の当否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ⑪ 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものであ

る。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

## ◎ 市民福祉部

### ● こども子育て課

#### ○ こども子育て担当

#### 1. 収入事務について

##### 【指摘事項】

- (1) 平成27年7月に書損となった外勤領収書を原課で保管したまま、平成28年5月に収納金払込書兼収入原符集計票に添付し、会計課へ提出して書損処理しているが、書損した領収書は速やかに書損処理すべきであるので、適正に事務処理されたい。

#### 2. 支出事務について

##### 【指摘事項】

- (1) 臨時職員の賃金計算において、賃金単価が誤っていることにより、過支給となっているものがあるので、精算処理されたい。

### ● 社会福祉課

#### ○ 社会援護担当

#### 1. 収入事務について

##### 【指摘事項】

- (1) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の交付申請において、決裁後に申請額を訂正者の印のない朱線2本と朱書きによる金額の訂正を行なっているが、決裁後に訂正することは不適切な事務処理であり、変更が生じたことの決裁を行なうべきであるので是正されたい。

##### 【意見】

- (1) アイヌ住宅新築資金等貸付金元利収入において、長期にわたり納入がないものや、納入金額が少額で完納に至らないものが見られるので、納入督促及び催告等の強化と滞納者の現状把握により、適正な措置を講じられるとともに、市民負担の公平性の確保に努められたい。
- (2) 滞納整理票について、滞納者の収入や財産等の基本的な情報や、現況に応じた適切な指示・指導事項などを記載し、共通の認識のもと収入未済金の縮減に取り組みられるよう、有効な活用を図られたい。

#### 2. 財産について

##### 【指摘事項】

- (1) 福社会館の行政財産使用許可において、福祉団体が設置する飲料水自動販売機の電気料の設置者負担を条件とする使用許可について、その電気料は市の歳入とすべきであるが、施設を管理している指定管理者の収入とされており、どのよう

な根拠で電気料を徴収させているのか不明である。また、公衆電話使用料についても指定管理者の収入となっているので、これらの取り扱いについて精査され適正な事務処理に努められたい。

○ 福祉担当

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 知的及び身体障害者福祉費負担金の滞納繰越分は、平成8年度から平成14年度に賦課されたものであるが、長期にわたり納入がなく、滞納者に対する納入督促や催告等が行なわれていないなかで、翌年度への繰り越しが繰り返されているので、現状の把握に努められ、適正な措置を講じられたい。

2. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 日中一時支援事業委託において、随意契約であるが、執行伺の段階で添付されている事業委託協定（案）に受託者が記入されている。

● 法人監査室

- ・特記事項なし

● 保健課

○ 国保・年金担当

- ・特記事項なし

○ 保険税担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 消耗品費の支出負担行為何兼支出命令書において、請求金額が537円の請求書で同額の支払いを行なっているが、その内訳は商品代金が463円、消費税額が37円となっており、請求金額は500円が正しく、結果として37円多く支払いを行なっているため、請求書の内容は十分に確認されるとともに、精査のうえ適正な措置を講じられたい。

○ 健康推進担当

- ・特記事項なし